

平成 23 年度における契約状況のフォローアップ

平成 24 年 8 月
独立行政法人環境再生保全機構

1. 平成 20 年度と平成 23 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成 20 年度		平成 23 年度		比較増 減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(52.9%) 81	(69.7%) 13.3	(72.8%) 67	(61.2%) 3.7	(17.3%) 14	(72.1%) 9.6	(63.4%) 97	(76.1%) 14.5
企画競争・公募	(30.8%) 47	(21.1%) 4.0	(21.7%) 20	(35.3%) 2.1	(57.4%) 27	(46.7%) 1.9	(33.3%) 51	(22.4%) 4.3
競争性のある契約(小計)	(83.7%) 128	(90.8%) 17.3	(94.6%) 87	(96.5%) 5.9	(32.0%) 41	(66.2%) 11.5	(96.7%) 148	(98.5%) 18.8
競争性のない 随意契約	(16.3%) 25	(9.2%) 1.8	(5.4%) 5	(3.5%) 0.2	(80.0%) 20	(88.0%) 1.5	(3.3%) 5	(1.5%) 0.3
合 計	(100%) 153	(100%) 19.1	(100%) 92	(100%) 6.1	(39.9%) 61	(68.2%) 13.0	(100%) 153	(100%) 19.1

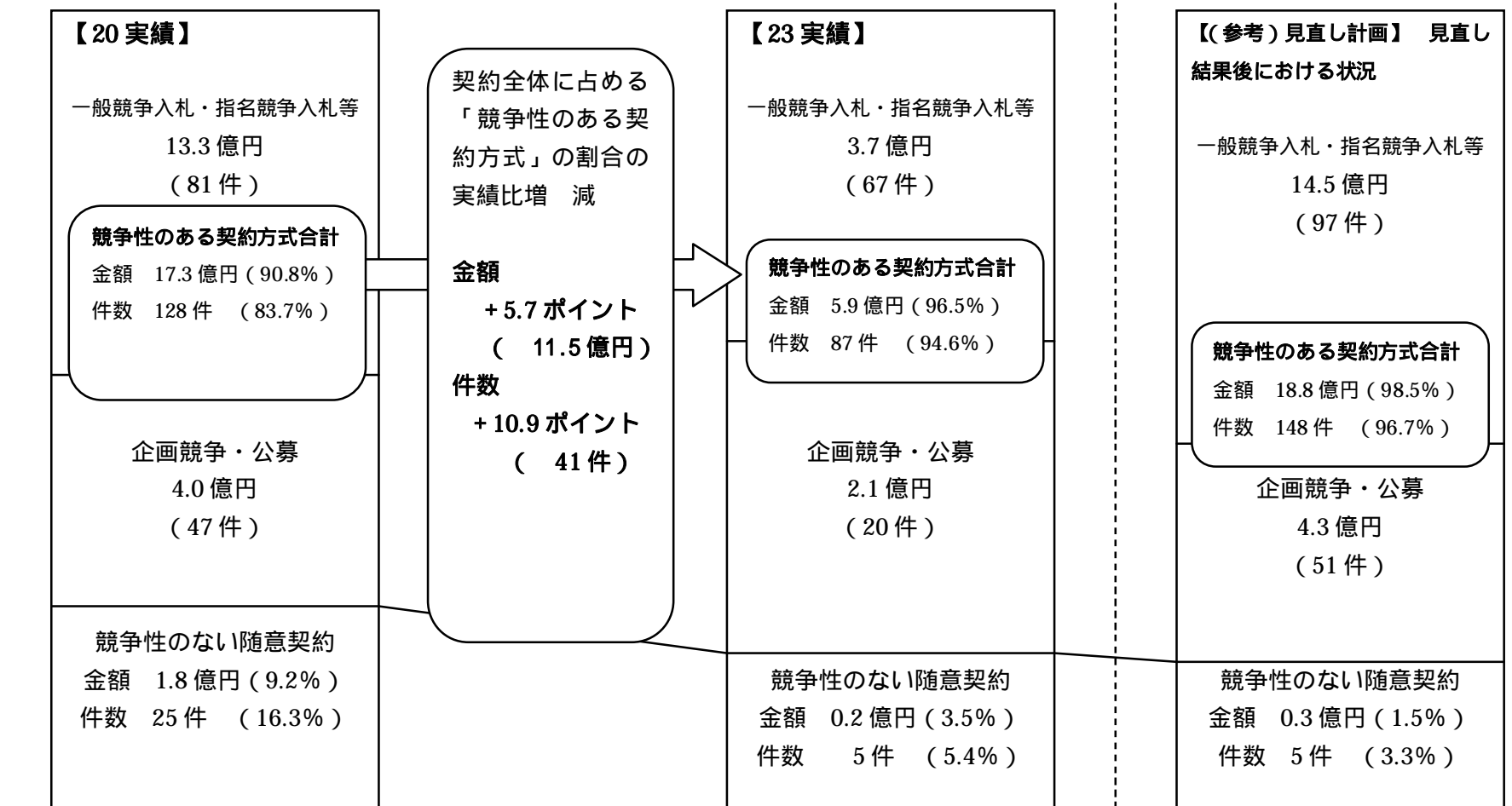
(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増 減の()書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

(注4) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 40 条の規定に基づき、主務大臣が選任した会計監査人と契約を締結する場合であって、当該会計監査人の選任が、各法人の長が主務大臣あて提出した候補者の名簿により選任された場合における、平成 23 年度の当該契約は「企画競争」契約として整理している。

(参考) 図表 平成 20 年度と平成 23 年度に締結した契約の状況



(注) 「一般競争入札・指名競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

競争性のない随意契約の件数及び金額では見直し計画を達成したが、契約総件数及び契約総額が減少したことにより、契約総件数等に対する競争性のない随意契約の割合が上昇したため。

	見直し計画	H23 実績	
契約総件数	153 件	92 件	(61 件)
契約総額	19.1 億円	6.1 億円	(13.0 億円)

契約総件数に対する競争性のない随意契約の割合	3.3%	5.4%
契約総額に対する競争性のない随意契約の割合	1.5%	3.5%

3. 平成 23 年度において、随意契約から一般競争入札等、企画競争、公募に移行した主な契約

一般競争入札へ移行

石綿健康被害救済認定・給付システムの運用保守管理業務 0.1 億円

指名競争入札へ移行

該当なし

企画競争へ移行

該当なし

公募へ移行

該当なし

4. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成 20 年度	平成 23 年度	比較増 減
2 者以上	件数	100 (78.1%)	77 (88.5%)	23(23.0%)
	金額	15.6 (90.0%)	4.9(84.3%)	10.7 (68.3%)
1 者以下	件数	28 (21.9%)	10 (11.5%)	18 (64.3%)
	金額	1.7 (10.0%)	0.9 (15.7%)	0.8 (46.9%)
合 計	件数	128 (100%)	87 (100%)	41 (32.0%)
	金額	17.3 (100%)	5.9 (100%)	11.5 (66.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った係数である。

(注3) 比較増 減の()書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

5. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL <http://www.erca.go.jp/chotatsu/index.html>)

6. 法人と一定の関係を有する法人との契約状況

平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等を行った案件のうち、当法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）が契約の相手方となった案件はなかった。

（注 1）「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長）により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

（注 2）関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の及びのいずれにも該当する法人

当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が 3 分の 1 以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の 100 分の 20 以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人 0B が占める割合が 3 分の 1 以上等）